

## さいたま市自転車等駐車対策協議会傍聴要領

さいたま市自転車等駐車対策協議会

### 1 傍聴定員

傍聴定員は、5名です。

### 2 傍聴の手続き

(1) 傍聴を希望される方は、指定の時間までに、傍聴受付へお越しください。

その時点で定員を超える希望者がある場合は、先着順にて受付を行います。

(2) 傍聴される方は、受付名簿に住所及び氏名を御記入ください。

(3) 傍聴される方は、係員の指示に従って会場に入室してください。

(4) 傍聴される方には、会議の資料をお配りします。

### 3 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたって、会長の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が4の規定に違反した場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

### 4 傍聴者が守るべき事項

(1) 傍聴手続き後は、会議資料の譲渡はご遠慮願います。

(2) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

(3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないでください。

(4) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。

(5) 会場において、会長の許可なく会議の模様を撮影し、録音等を行わないでください。

(6) 会場内で携帯電話等の通信情報機器を使用しないでください。

(7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。